

伊達市告示第 96 号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び伊達市契約に関する規則（平成 9 年規則第 22 号）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 31 年 4 月 22 日

伊達市長 菊 谷 秀 吉

1 入札に付する工事の内容

- (1) 入札番号 11
- (2) 工 事 名 東小学校校舎増築工事（建築主体）
- (3) 施行場所 伊達市弄月町
- (4) 工 期 契約日から平成 32 年 3 月 27 日まで
- (5) 工事概要 東小学校校舎の増築工事

2 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 特別共同企業体である者
- (2) 特別共同企業体の構成員の要件
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
 - イ 伊達市競争入札参加資格審査規程（平成 7 年訓令第 3 号）に基づく指名停止を受けていない者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと（更生手続又は再生手続の開始決定後、伊達市から再認定を受けている者を除く。）。
 - エ 2019・2020 年度伊達市競争入札参加資格者名簿に工種「建築工事」で登録がされている者
 - オ 伊達市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める主たる営業所を有している者で、エの工種における等級格付が「A 級」又は「B 級」に登録されている者
 - カ 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 5 月 16 日までに本市が発注したエの工種のうち、単独企業又は共同企業体の構成員として入札への参加実績がある者
- (3) 特別共同企業体の構成員の組合せの要件
 - ア (2)エの工種における等級格付が「A 級」である者 2 社又は「A 級」である者 1 社及び「B 級」である者 1 社によるものとする。ただし、代表者は「A 級」である者とする。
 - イ 一の企業は 2 以上の特別共同企業体の構成員となることができない。
- (4) 特別共同企業体の構成員の出資比率
各構成員の出資比率は 30% 以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

3 入札参加申請書等の提出期間、場所等

- (1) 入札参加申請書等

入札参加希望者は、次の書類を提出すること。

- ア 制限付一般競争入札参加申請書（様式第 3 号）
- イ 建設工事实績調書（様式第 4 号）
- ウ 特別共同企業体協定書（様式第 5 号）
- エ 入札参加申請書受理票（様式第 6 号）

(2) 提出期間

平成 31 年 4 月 22 日から平成 31 年 5 月 16 日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(3) 提出場所

伊達市役所企画財政部財政課契約管財係
電話 0142-82-3115

(4) 提出方法

入札参加申請書等は持参することとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) 入札参加資格の確認

入札参加申請書等を提出した者のうち、入札参加資格のない者又は入札参加資格のなくなった者には、その理由を記載した文書により通知する。

(6) 入札参加申請書等の入手方法

(3)の提出場所において無償で配布するほか、伊達市役所ホームページにおいてダウンロードできる。

(7) その他

- ア 入札参加申請書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された入札参加申請書等は、返却しない。

4 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付。ただし、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の現金又はそれに代わる市長が確実と認める担保とする。

5 設計書、仕様書、図面等の閲覧等

- (1) 方法 電子閲覧
- (2) 期間 平成 31 年 4 月 22 日から平成 31 年 5 月 20 日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行日時 平成 31 年 5 月 21 日 13 時 30 分
- (2) 入札執行場所 伊達市役所 3 階第 3 会議室
- (3) 入札方法

- ア 入札書は持参すること。郵送又はファクシミリによる入札は認めない。
- イ 本市受付印押印済みの入札参加申請書受理票又はその写しを入札開始前に提出すること。

7 予定価格

事後公表とする。

8 留意事項等

- (1) 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）をもって契約金額とするので、入札において入札者は、消費税法上の課税業者及び免税業者の区分に係わらず、契約金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書は、所定の様式(A4 判)により封筒に入れて提出すること。
- (3) 代理人が入札する場合は、委任状(A4 判)を提出し、入札書には代理人が記名押印の上入札すること。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者の行った入札
 - イ 入札書の記載金額を加除訂正したもの
 - ウ 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの
 - エ 同一事項の入札について 2 以上の入札書を提出したもの
 - オ 他人の代理を兼ね、又は 2 以上の代理をなしたものの行った入札
 - カ その他入札に関し不正の行為があったものの行った入札
- (5) 落札の日より 7 日以内に契約を締結しないときは、落札を取り消すこととする。
- (6) 入札の参加は自由であるが、辞退するときは入札執行前までに申し出ること。
- (7) 競争入札参加者は、その他関係法令を遵守すること。
- (8) 契約は市議会の議決に付すべき契約となるので落札後に仮契約を締結し、議決後に本契約を締結するものとする。

9 支払条件

- (1) 前金払 契約金額の 4 割以内
- (2) 中間前金払 契約金額の 2 割以内
- (3) 部分払 5 回以内（ただし、中間前金払との併用はできない。）

10 最低制限価格の設定

設定する（最低制限価格を下回った場合は、当該入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。）。

11 分別解体等の実施の義務付け

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

12 入札の延期等

下記の場合、当該入札を延期し、又は中止するものとする。

- (1) 資格審査の結果、入札参加者が 2 者未満となったとき。
- (2) 事故が発生したとき又は不正な行為等の疑いにより公正な入札の執行を阻害されるおそれのあるとき若しくは阻害されたと認めるとき。